

佐野市建設工事総合評価落札方式試行要領

平成19年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及びその他の条件が佐野市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う建設工事（以下「工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事
- (2) その他市長が必要があると認める工事

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価の方法は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記の「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(入札方法)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領及び佐野市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱により実施するものとする。

(総合評価落札方式による実施の適否及び落札決定基準の審査)

第5条 工事発注担当課の長（以下「工事担当課長」という。）は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に実施の適否及び落札者を決定するための総合評価の方法（以下「落札者決定基準」という。）について、佐野市入札参加者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に審査依頼書（様式4号）により審査の依頼をするものとする。

2 選考委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、審査結果報告書（様式5号）により審査の結果を工事担当課長に報告するものとする。

3 工事担当課長は、審査結果報告書（様式5号）の写しを添付し、総合評価落札方式による入札の実施を契約検査課長（以下「入札担当課長」という。）へ依頼するものとする。

（学識経験者の意見の聴取）

第6条 入札担当課長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならない。

（落札者決定基準の決定）

第7条 入札担当課長は、落札者決定基準について、前条の規定による意見聴取結果を踏まえ、選考委員会の審議に付して決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 入札担当課長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、この要領を公表するとともに、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型又は簡易型）を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者決定基準及び落札決定方法。
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

（入札参加の申請）

第9条 入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）（様式1号）を公告に定められた期限までに市長に提出しなければならない。

（評価項目算定資料の提出）

第10条 入札者は、価格以外の評価をするための次の各号に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）を公告に定められた期限までに提出しなければならない。

- (1) 評価項目算定資料の提出について（様式3号）
 - (2) 評価点算定資料一覧表（様式3-1号）
 - (3) 施工実績評価資料（様式3-2号）
 - (4) 配置予定技術者評価資料（様式3-3号）
 - (5) ボランティア活動実績資料（様式3-4号）
- 2 簡易型による工事の場合は、前項の資料に加えて次の資料を提出するものとする
- (1) 施工計画評価資料（様式3-5号）
- 3 前2項による評価項目算定資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。
- （価格以外の評価点の審査）

第11条 価格以外の評価点の審査は、選考委員会において行うものとする。

- 2 選考委員会は、提出資料の内容に不明な点がある場合は、提出者に対してヒアリングを行うことができるものとする。
 - 3 委員長は、審査結果報告書（様式8号）により審査結果を工事担当課長に報告するものとする。
- （価格以外の評価結果公表及び疑義照会）

第12条 入札担当課長は、前条による価格以外の評価点の審査結果について、市のホームページに公表するものとする。

- 2 入札者は、前項により公表された日から翌日までに、自らの評価点について「価格以外の評価に係る疑義について（照会）」（様式9号）により疑義の照会をすることができるものとする。
 - 3 入札担当課長は、前項による疑義の照会があった場合は、選考委員会の審議に付し、「価格以外の評価に係る疑義に対する回答について」（様式10号）により回答するものとする。なお、価格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について市のホームページに公表するものとする。
- （価格以外の評価点の決定）

第13条 価格以外の評価点は、選考委員会において決定するものとする。ただし、前条第2項による疑義の照会があった場合には前条第3項による選考委員会において決定したものとし、また前条2項による疑義の照会がなかった場合には第11条第1項による選考委員会において決定したものとみなすことができる。

（入札書の開札及び総合評価点の算出）

第14条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

- 2 総合評価点の算出については、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について行う。

(落札第1順位者の決定方法)

第15条 落札第1順位者（以下「落札候補者」という。）は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2人以上いる場合は、郵便による入札にあっては当該入札者の出席を求めてくじを引かせ、電子入札にあっては電子くじを行うことにより決定する。

(低入札価格調査制度の適用)

第16条 落札候補者の入札価格が佐野市低入札価格調査制度試行要領による調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査制度を適用する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第17条 市長は、前条の審査を行うため、落札候補者から事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（総合評価落札方式）（様式2号）及び次に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求めなければならない。

- (1) 建設業許可申請書、建設業の許可の通知、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び現在事項全部証明書（第5条第1項の規定による公告の日以後に交付を受けたものに限る。）の写し
 - (2) 配置する技術者の監理技術者資格者証及び指定講習に係る監理技術者講習修了証の写し（主任技術者の場合は、保有資格の証明書等の写し）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 確認申請書等は、前項の提出を求められた日から2日以内に持参により提出しなければならない。
- 3 落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該入札者のした入札は、無効とする。
- 4 市長は、第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、その日から2日以内に入札参加資格の審査を行わなければならない。

(落札者の決定)

第18条 入札担当課長は、落札候補者が決定し、第6条第2項の規定による意見の聴取において改めて意見を聴く必要があるとされた場合には、落札者を決定しようとするときにあらかじめ学識経験者の意見を聴かななければならない。

- 2 第16条の規定により低入札価格調査制度が適用となった場合において、落札候補者の

入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

- 3 入札担当課長は、前項の規定による意見聴取結果を受け、選考委員会の審議に付し、落札者を決定するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第19条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第20条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

別記 1

総合評価点算定基準（特別簡易型）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点は合計を100点とし、それぞれの配点は次によるものとする。

ア 価格点 90点

イ 価格以外の評価点 10点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{小数点以下第4位切り捨て}]$$

(2) 最低価格は各入札者の入札金額（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は入札に係る工事ごとに定め、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

別記2

総合評価点算定基準（簡易型）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点は合計を100点とし、それぞれの配点は次によるものとする。

ア 価格点 80点

イ 価格以外の評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{小数点以下第4位切り捨て}]$$

(2) 最低価格は各入札者の入札金額（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は入札に係る工事ごとに定め、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。